

○北海道防衛局における認証局システムによる  
電子署名に関する達

北海道防衛局達第30号

改正 平成19年12月28日北海道防衛局達第34号

改正 平成20年3月19日北海道防衛局達第1号

改正 平成27年10月2日北海道防衛局達第12号

改正 令和2年12月21日北海道防衛局達第12号

北海道防衛局における認証局システムによる電子署名に関する達を  
次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局における認証局システムによる電子署名に関する  
達

(通則)

第1条 北海道防衛局における認証局システムによる電子署名について  
は、防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令  
(平成15年防衛庁訓令第64号)(以下「電子署名訓令」という。)  
に定めがある場合を除くほか、この達によるものとする。

(電子署名)

第2条 電子署名(以下「電子署名」という。)は、第4条第3項の  
規定により交付されたICカードに記録された官職署名符号を用い  
て行うものとする。

2 官職署名符号を用いて電子署名を行うことができる官職及び組織  
の名称は、北海道防衛局における公印に関する達(平成19年北海道  
防衛局達第9号)の別表に掲げる者とする。

(各部長等)

第3条 この達において、各部長等とは、北海道防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）、北海道防衛局企画部長、北海道防衛局調達部長、北海道防衛局管理部長及び帯広防衛支局長をいう。

(ICカードの発行等)

第4条 総務部長は、北海道防衛局、北海道防衛局長（以下「局長」という。）及び北海道防衛局次長に係る電子署名を行うために必要がある場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、ICカードの発行を局長に申請するものとする。

- (1) 発行する官職又は組織の名称（日本語及び英語）
- (2) 複数発行を必要とする場合は、その理由及び枚数
- (3) 発行希望年月日

2 各部長等は、各部等の官職又は組織に係る電子署名を行うために必要がある場合は、前項各号に掲げる事項を記載した書面により、ICカードの発行を局長に申請するものとする。

3 局長は、前2項の申請を受理した場合は、電子署名訓令第4条第3項の規定により整備計画局長から当該申請に係るICカードの交付を受け、当該ICカードを各部長等に交付するものとする。

(ICカードの失効)

第5条 各部長等は、電子署名訓令第5条各号に掲げる事由が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した書面に失効させるICカードを添付して、遅滞なく局長にICカードの失効を申請しなければならない。ただし、当該申請が盗難及び紛失等の事由によるものであるときは、ICカードを添付することを要しない。

- (1) 失効させる官職又は組織の名称（日本語及び英語）
- (2) 失効理由
- (3) 失効希望年月日

2 局長は、前項の申請を受理した場合は、電子署名訓令第5条第1項の規定により、整備計画局長にICカードの失効を申請しなければ

ばならない。

( I Cカードの記録)

第 6 条 北海道防衛局総務部総務課長（以下この条において「総務課長」という。）は、 I Cカード記録簿（以下この条において「記録簿」という。）を備えるものとする。

2 総務課長は、電子署名訓令第 4 条第 3 項の規定により局長に対して I Cカードが交付等されたとき並びに電子署名訓令第 5 条第 2 項の規定により I Cカードが失効されたときは、速やかに前項に定める記録簿に記録するものとする。

3 総務課長は、第 4 条第 3 項の規定により各部長等に I Cカードが交付等されたときは、速やかにその旨を記録簿に記録するものとする。

(保管責任者)

第 7 条 局長は、電子署名訓令第 6 条第 2 項の規定により交付された I Cカードの保管責任者（次条において単に「保管責任者」という。）を指定するときは、別紙様式による保管責任者指定書により指定するものとする。

(保管)

第 8 条 保管責任者は、 I Cカードを金庫その他確実なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(委任規定)

第 9 条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 28 日北海道防衛局達第 34 号）

この達は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 19 日北海道防衛局達第 1 号）

この達は、平成 20 年 3 月 19 日から施行し、同年 2 月 14 日から適用する。

附 則（平成27年10月2日北海道防衛局達第12号）  
この達は、平成27年10月2日から施行する。

附 則（令和2年12月21日北海道防衛局達第12号）  
この達は、令和3年1月1日から施行する。

別紙様式（第7条関係）

保管責任者指定書

防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令第6条第2項における保管責任者を下記のとおり指定する。

官職証明書名

---

保管責任者

---

年 月 日

(部局等の長)

北海道防衛局長